

両立支援等助成金(育児休業等支援コース(育児休業等に関する情報公表加算))支給申請書

中小企業事業主のみ対象

申請事業主: 株式会社

※両立支援等助成金(育児休業等支援コース(育児休業等に関する情報公表加算))の支給を受ける場合は、加算対象の助成金の申請書と同時に、本申請書を提出してください。

I. 加算対象の助成金

① 加算を申請する対象助成金	
本申請と同時に提出する両立支援等助成金(育児休業等支援コース)の申請書(右のいずれか1つ)を「■」にしてください。	☒ 育児休業等支援コース(育休取得時) ☐ 育児休業等支援コース(職場復帰後支援/子の看護休暇制度)
	☐ 育児休業等支援コース(職場復帰後支援) ☐ 育児休業等支援コース(職場復帰後支援/保育サービス費用補助制度)

II. 情報の公表方法

② 両立支援のひろば 一般事業主行動計画公表サイトへの公表状況		
公表URL (末尾の数字2~6桁)	https://ryouritsu.mhlw.go.jp/hiroba/search_dtl.php?cn=	※確認方法は厚生労働省HPの両立支援等助成金ページで案内しています。
公表日 (掲載を行った日)	2024 年 6 月 24 日	支給申請日が属する事業年度の期間 2024 年 1 月 1 日 ~ 2024 年 12 月 31 日
過去3事業年度以内に事業年度の期間の変更があった場合	変更のあった日 年 月 日	変更前の事業年度の期間 月 日 ~ 月 日
情報公表対象の事業年度(いずれかを「■」としてください)	支給申請日が属する事業年度の前事業年度	支給申請日が属する事業年度の2事業年度前(直前の事業年度の終了日から支給申請まで3か月以内で、直前の事業年度に係る情報の公表が困難な場合のみ) ☐

III. 公表内容

③ 男性労働者の育児休業等取得率の公表				
公表した数値	0 %	公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業をした男性労働者数の割合	公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業をした男性労働者数及び育児目的休暇を利用した男性労働者数の合計数の割合	
左欄に記載した数字について、上の数値で該当するものをいずれかを「■」としてください。				
計算方法	公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者数	1 人	公表前事業年度において育児休業をした男性労働者数/育児目的休暇を利用した男性労働者数の合計数 0 人	
④ 女性労働者の育児休業取得率の公表				
公表した数値	0 %	公表前事業年度において出産した女性労働者に対する、公表前事業年度において育児休業をした女性労働者数の割合		
計算方法	公表前事業年度において出産した女性労働者数	0 人	公表前事業年度において育児休業をした女性労働者数 0 人	
⑤ 労働者の育児休業平均取得日数(男女別)				
男性	公表した数値	0 日	公表前々々事業年度に出生した1歳までの子に係る合計育児休業取得日数について、当該育児休業取得労働者数で除した数値	公表前々々事業年度に出生した2歳までの子に係る合計育児休業取得日数について、当該育児休業取得労働者数で除した数値
	上欄に記載した数字について、右の数値で該当するものをいずれかを「■」としてください。		公表前事業年度に復職した労働者の合計育児休業取得日数について、当該育児休業取得労働者数で除した数値	公表事業年度に育児休業を開始した労働者の合計育児休業取得予定日数(申出に基づく見込で可)について、当該育児休業取得労働者数で除した数値 ※他の3つに該当する育児休業取得実績がない事業主に限る。
	計算方法	対象労働者全員の合計育児休業取得日数	0 日	対象労働者の人数
女性	公表した数値	0 日	公表前々々事業年度に出生した1歳までの子に係る合計育児休業取得日数について、当該育児休業取得労働者数で除した数値	公表前々々事業年度に出生した2歳までの子に係る合計育児休業取得日数について、当該育児休業取得労働者数で除した数値
	上欄に記載した数字について、右の数値で該当するものをいずれかを「■」としてください。		公表前事業年度に復職した労働者の合計育児休業取得日数について、当該育児休業取得労働者数で除した数値	公表事業年度に育児休業を開始した労働者の合計育児休業取得予定日数(申出に基づく見込で可)について、当該育児休業取得労働者数で除した数値 ※他の3つに該当する育児休業取得実績がない事業主に限る。
	計算方法	対象労働者全員の合計育児休業取得日数	0 日	対象労働者の人数

上記で公表した情報については、助成金の支給決定を受けた後も、公表日の属する事業年度が終了するまでは、当該サイト上の公表を継続することに同意する。 ※「いいえ」の場合、本助成金の支給を受けることができません。	☒ はい ☐ いいえ
過去に両立支援等助成金(育児休業等支援コース(育児休業等に関する情報公表加算))の支給を受けたことがある。 ※「はい」の場合、本加算の支給を受けることができません。	
⑦ 過去に両立支援等助成金(出生時両立支援コース(第1種/育児休業等に関する情報公表加算))及び両立支援等助成金(育休中等業務代替支援コース(育児休業等に関する情報公表加算))の支給のみを受けた場合には、これには該当しません。	☒ いいえ ☐ はい

大

①

一般事業主行動計画公表サイト

育児休業等の取得状況の修正 確認ページ

企業名	株式会社
法人番号	
代表者（役職）	代表取締役
代表者（氏名）	
業種	
企業規模	100
企業規模詳細	男性：50人 女性：50人
都道府県	県
所在地	
電話番号	
都道府県2	
所在地2	
主たる事業	
企業サイトURL（自社の両立支援に関するページ等）	
公表前事業年度	2023 年 1 月 1 日 ~ 2023 年 12 月 31 日
公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等（※）をした男性労働者数の割合	0 %
公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等（※）をした男性労働者数及び育児目的休暇（※）を利用した男性労働者数の合計数の割合	0 %
公表前事業年度において出産した女性労働者に対する、公表前事業年度において育児休業等（※）をした女性労働者数の割合	- %
育児休業等の取得の状況に関する備考	配偶者が出産した男性従業員において育児休業等及び、育児目的休暇を利用した労働者はいませんでした。 又、出産した女性従業員はいませんでした。 育児休業平均取得日数(男女別) ・男性 0日 ・女性 0日 2023年1月～2023年12月に復職した労働者の実績

[戻る](#)[送信する](#)[ページ
トップへ](#)

[トップ](#)

[一般事業主行動計画
公表サイト](#)

[Q&A集](#)

[両立診断サイト](#)

[企業の取組事例](#)

一般事業主行動計画公表サイト

育児・介護休業法に基づく育児休業等の取得状況の公表の修正 完了ページ

貴社の取組事例の更新申請をいただきましてありがとうございます。
同時に申請受付完了メールを自動送信しております。

通常、サイト掲載まで3～4営業日お時間をいただいております。
なお、受付状況により、サイト掲載まで7日から10日程度お時間をいただく場合がございます。

掲載完了時には、ご入力いただいたメールアドレス宛にご連絡いたします。

尚、ご入力いただいた内容によっては、再度修正が必要になる場合もございますので、ご了承ください。
掲載できなかった理由についてメールでご通知いたしますのでご確認ください。
ご修正の際には、**ご登録時のメールアドレスが必要となりますので、必ずお控えください。**

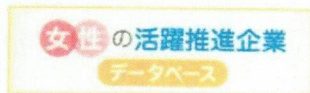
また、くるみん認定及びプラチナくるみん認定を申請される場合、「一般事業主行動計画の公表及び労働者への周知を行っていることを明らかにする書類であってその日付が分かるもの」の提出が求められます。

今後申請される可能性がある事業主様は、当サイトに行動計画が掲載された日付が確認できるよう、掲載画面を印刷した書類をあらかじめ保存しておくようにしてください。

ご不明な点がございましたら、「**お問合せ**」より、ご連絡ください。

**女性の活躍推進企業データベースでデータの公表、行動計画の公表を
しませんか？**

2022年4月から、101人以上の事業主は公表が義務付けられます。[詳しくはこちら](#)



サイトにバナーを貼ろう！ [プライバシー・ポリシー](#) [セキュリティ・免責・リンクについて](#)
(C)Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.



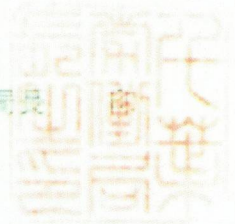
参 ⑦

両立支援等助成金支給決定通知書

令和6年9月3日

代表取締役 [REDACTED] 殿

[REDACTED] 労働局長



下記のとおり支給することに決定しましたので通知します。

記

- 1 助成金支給番号 第 [REDACTED]-06-[REDACTED]号
- 2 コース名 育児休業等支援コース（育休取得時）
（育児休業等に関する情報公表加算）
- 3 申請年月日 令和6年6月26日
- 4 支給決定年月日 令和6年9月3日
- 5 事業所番号 [REDACTED]-6-[REDACTED]-5
- 6 対象事業主 株式会社 [REDACTED]
- 7 支給決定金額 320,000円
- 8 一部不支給の場合
(1) 不支給とする部分
(2) 不支給決定金額 円

(注)

1. 偽りその他の不正の行為により助成金の支給を受けた場合や支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合等は、支給した助成金の返還を求めます。
 2. 支給した助成金について、事後的に調査を実施する場合があります。
 3. 提出した関係書類の原本や写し等は、支給決定日の翌日から起算して5年間保存してください。
 4. 支給した助成金は、政治資金規正法第22条の3第1項に定める寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものとして判断しています。
- ※寄附制限の例外に該当しない場合、当該助成金の支給決定通知を受けた日から1年間、政治活動に関する寄附をすることができません。